

集団資源回収における 「雑がみ」回収についてのお願い

家庭から排出される古紙類については、資源回収運動、拠点回収を通してリサイクルを進めています。依然として、多くの紙資源が「もやすごみ」として焼却処分されているのが現状です。

そこで、市では焼却処分されている古紙類のうち、特に「雑がみ」の回収について、周知・啓発を進め、資源化を推進しております。

■ 雑がみとは？

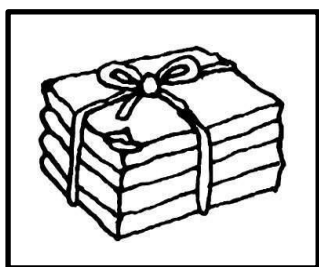
新聞紙・雑誌・ダンボール・飲料用パック以外の古紙類のことをいいます。
主な雑がみは下記になります。

- お菓子・食品類・ティッシュペーパー・薬・たばこなどの紙箱
- 厚紙（衣類の台紙など） ●広報紙・情報誌 ●包装紙
- ラップ・トイレットペーパー・テープ類などの紙の芯 ●ポスター
- カレンダー（金属は取り除く） ●紙袋（持ち手ナイロンは取り除く）
- ビールの梱包紙（6本パック） ●封筒（ナイロン窓は取り除く）

■ 雑がみの出し方

※ シール・粘着テープ・ビニール・金属類は取り除いてください。

※ 汚れ・臭いの付いたもの、金銀・ナイロン加工されたものは「もやすごみ」になります。



●そのまま、ひもで縛って出す



●紙袋に入れて出す

（※ 回収する際は新聞紙、雑誌、ダンボールと混ぜないでください）

大切な資源のひとつである古紙類のリサイクルを進めるため、お住まいの町内会、子供会等で実施している資源回収運動、または鶴岡市クリーンセンター（焼却施設）等での拠点回収に協力をお願いします。

鶴岡市市民部環境政策課（鶴岡市クリーンセンター内）
鶴岡市宝田三丁目13-6 TEL：22-2848